

### 3 森林組合

#### (1) 森林組合とは

森林組合法に基づいて個人・法人など森林所有者が互いに協力して、経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図り、もって国民経済の発展に資することを目的とする協同組合である。

森林を所有する組合員の出資により運営され、組合員に対して森林の経営に関する相談に応じ、指導し、森林の施業・運営の負託、森林施業計画、病虫害の防除等組合員の森林の保護、資材の共同購入、林産物の販売、資金融資、森林災害共済などの事業を行っている(森林組合法第1条、第9条)。

森林とは、木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹及び木竹の集団的な生育に供される土地をいい、森林所有者とは、権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう(森林法第2条)。

(注) 文中の「森林施業計画」は、平成24年4月1日の法改正によって、「森林経営計画」に改められた。

#### (2) 森林組合の監督

##### ① 報告書の徴収について

行政庁は、組合から、その組合が法令等を守っているかどうかを知るために必要な報告を徴し、又は組合に対し、その組合員若しくは会員、役員、使用人、事業の分量その他組合の一般的状況に関する資料であって組合に関する行政を適正に処理するために特に必要なものの提出を命ずることができる(森林組合法第110条)。

##### ② 業務又は会計状況の検査について

森林組合の事業運営や経営の健全性を確保するため、業務や会計の状況について検査を実施することとなっている(森林組合法第111条)。

##### ③ 検査の種類

###### A 常例検査(森林組合法第111条第4項)

毎年1回常例として行うもの

a 全面検査 組合等の業務又は会計の状況について、定期的に全部門を対象に実施するもの

b 部分検査 全面検査の方針に基づき、組合等の事業の健全な運営を確保するために、特定部門を対象に実施するもの

B 随時検査(森林組合法第111条3項)

共済事業を行う組合等の健全な運営を確保するために、行政庁が必要があると認める組合等を対象に実施するもの

C 認定検査(森林組合法第111条2項)

組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあると認める組合等  
に実施するもの

D 請求検査(森林組合法第111条1項)

組合員の請求(総組合員の10分の1以上の同意)があった組合等を  
対象に実施するもの

森林組合法第111条に規定に基づき森林組合に対して実施する検査について、検査の視点、具体的な検査の手續・方法等を定めることを目的として、農林水産省によって森林組合検査実施要領例が作成されている(平成19年4月2日制定,平成23年9月1日最終改正)。

④ 広島県の森林組合と監督

広島県においては、農林水産局団体検査課が監督を行うこととされている。広島県森林組合連合会のホームページによれば、会員は次のとおりである。

森林組合	郵便番号	所在地	電話番号
広島市森林組合	731-0232	広島市安佐北区亀山南3丁目 16-28	082-814-2653
佐伯森林組合	738-0222	廿日市市津田 4266-1	0829-72-0319
太田川森林組合	731-3664	山県郡安芸太田町大字上殿 261	0826-28-2244
安芸北森林組合	731-0501	安芸高田市吉田町吉田 2124-2	0826-42-0678
尾三地方森林組合	722-0352	尾道市御調町公文 208-1	0848-76-0020
芸南森林組合	725-0026	竹原市中央5丁目 10-17	0846-22-0743
賀茂地方森林組合	739-2106	東広島市高屋町稲木 2010-5	082-434-1188
黒瀬町森林組合	739-2612	東広島市黒瀬町丸山 1445	0823-82-5197
世羅郡森林組合	722-1121	世羅郡世羅町西上原 137-1	0847-22-1170
広島県東部森林組合	720-0004	福山市御幸町中津原廿軒屋 1690-1	084-955-2555
神石郡森林組合	720-1811	神石郡神石高原町大字安田 175-1	0847-82-0832
三次地方森林組合	728-0023	三次市東酒屋町 1180-2	0824-64-0123
甲奴郡森林組合	729-3431	府中市上下町字上下 2809-1	0847-62-8150
備北森林組合	727-0012	庄原市中本町1丁目 20-14	0824-72-5561
西城町森林組合	729-5742	庄原市西城町中野 1312	0824-82-2158
東城町森林組合	729-5453	庄原市東城町受原 201-1	08477-4-0002

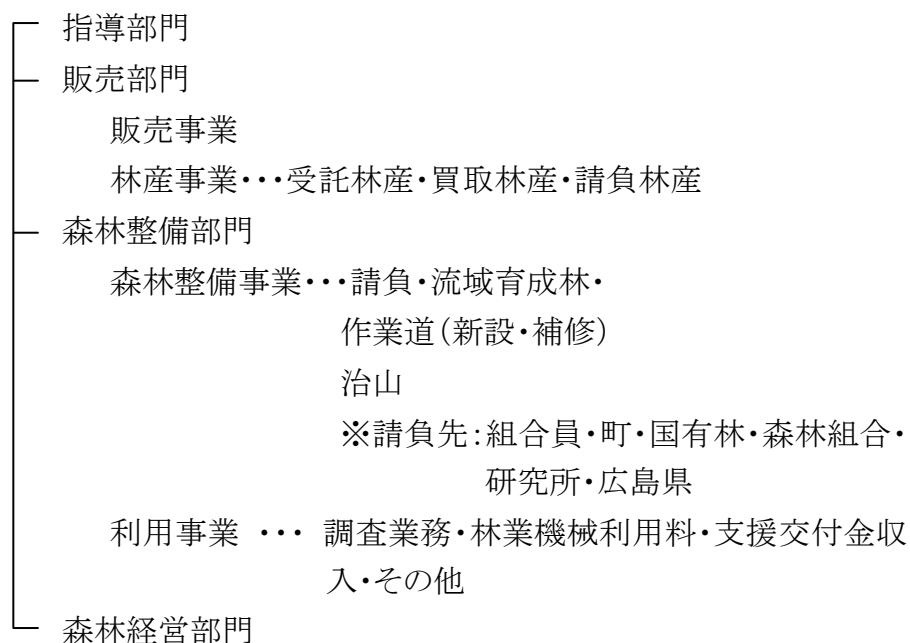
⑤ 森林組合の提出する書類

- A 総代会議案書
- B 業務報告書
- C 事業計画書

B業務報告書の内容は次のとおりである。

a 組合事業活動の概要

- ・ 主要な事業活動の内容
- ・ 個別事業の概要



b 組合の運営組織の状況

c 計算書類

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 剰余金処分案
- ・ 注記表
- ・ 附属明細書・・・科目別明細

(3) 広島県の森林組合の受け取る補助金

今回の監査対象補助金である「広島県森林整備地域活動支援事業基金」「広島県森林整備加速化・林業再生基金事業」「ひろしまの森づくり基金」の中で、神石高原町及び廿日市市について、各森林組合の受け取る補助金の割合はどの程度か検討することとする。

## ① 神石高原町の場合

## A 森林整備地域活動支援事業

平成 21 年度	$\frac{4,065,000 \text{ 円(組合)}}{20,000,000 \text{ 円(全体)}} = 20.33\%$
平成 22 年度	$\frac{4,153,000 \text{ 円(組合)}}{20,000,000 \text{ 円(全体)}} = 20.77\%$
平成 23 年度	$\frac{14,450,000 \text{ (組合)}}{15,497,150 \text{ 円(全体)}} = 93.24\%$

平成 21 年度, 平成 22 年度は各地域への補助金は 1,100 万円弱あったが, 平成 23 年度は各地域への補助金はない。

## B 森林整備加速化・林業再生事業

平成 22 年度	$\frac{76,430,000 \text{ 円(組合)}}{77,224,500 \text{ 円(全体)}} = 98.97\%$
平成 23 年度	$\frac{42,712,000 \text{ 円(組合)}}{48,297,500 \text{ 円(全体)}} = 98.97\%$

## C-a ひろしまの森づくり事業(交付金事業)

平成 21 年度	$\frac{5,959,800 \text{ 円(組合)}}{15,756,270 \text{ 円(全体)}} = 37.82\%$
平成 22 年度	$\frac{7,153,650 \text{ 円(組合)}}{16,282,280 \text{ 円(全体)}} = 43.94\%$
平成 23 年度	$\frac{11,638,200 \text{ (組合)}}{14,673,150 \text{ 円(全体)}} = 79.32\%$

21 年の 37.82%, 22 年の 43.94%に比し 23 年はその割合が 79.32%に達している。

## C-b ひろしまの森づくり事業(補助金事業)

平成 21 年度	57,702,700 円	100%
平成 22 年度	25,925,840 円	100%
平成 23 年度	34,987,950 円	100%

この事業も森林組合が 100%受領している。

以上, 見てきたように, 各事業は, 平成 23 年度で見れば 80%から 90%程度事業によって 100%森林組合に補助金等を交付している。

## ② 廿日市市の場合

## A 森林整備地域支援事業

平成 21 年度	$\frac{1,080,000 \text{ 円(組合)}}{9,850,000 \text{ 円(全体)}} = 10.96\%$
平成 22 年度	$\frac{1,080,000 \text{ 円(組合)}}{9,850,000 \text{ 円(全体)}} = 10.96\%$
平成 23 年度	$\frac{3,880,000 \text{ 円(組合)}}{12,814,650 \text{ 円(全体)}} = 30.28\%$

事業により 100%の森林組合に補助金を交付しているケースもある。

## B 森林整備加速化・林業再生事業

平成 21 年度	事業なし
平成 22 年度	$\frac{12,600,000 \text{ 円(組合)}}{59,440,000 \text{ 円(全体)}} = 21.20\%$
平成 23 年度	$\frac{23,560,000 \text{ 円(組合)}}{74,154,000 \text{ 円(全体)}} = 31.77\%$

## C-a ひろしまの森づくり事業(交付金事業)

平成 21 年度	$\frac{10,311,000 \text{ 円(組合)}}{20,300,000 \text{ 円(全体)}} = 50.79\%$
平成 22 年度	$\frac{13,282,500 \text{ 円(組合)}}{20,900,000 \text{ 円(全体)}} = 62.95\%$
平成 23 年度	$\frac{13,407,450 \text{ 円(組合)}}{18,800,000 \text{ 円(全体)}} = 71.32\%$

## C-b ひろしまの森づくり事業(補助金事業)

平成 21 年度	$\frac{7,465,980 \text{ 円(組合)}}{28,908,740 \text{ 円(全体)}} = 25.83\%$
平成 22 年度	$\frac{16,418,380 \text{ 円(組合)}}{19,833,550 \text{ 円(全体)}} = 82.79\%$
平成 23 年度	$\frac{17,996,230 \text{ 円(組合)}}{17,996,230 \text{ 円(全体)}} = 100\%$

(4) 森林組合への実施監査

以上の検討の結果, 広島県における林業関係補助金の多くは森林組合が受け取っており, 各事業の実態把握のためには, 森林組合の実地監査が不可欠であると判断し, 2 森林組合への実地監査を行った。

## 4 用語集

－ あ行 －	
一般競争入札	一定の資格を有する不特定多数の者をして入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提示した者との間に契約を締結する契約方式。
－ か行 －	
間伐	育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業のこと。この作業により生産された丸太が間伐材のこと。
基幹林業就労者	チェーンソー、高性能機械オペレーター等の資格を持って林業に従事する者をいう。
機能増進保育	長伐期施業における適正な密度管理を目的として行う、高齢級（36～60年生）の人工林の間伐等の施業をいう。
強度間伐	通常、面積当たりの本数で20～30%の割合で行う間伐を、一般に40%以上の割合で行う間伐のこと。
高性能林業機械	従来のチェーンソーや刈払機等作業の一工程を処理する林業機械に対し、玉切り、移動、積込作業といった多行程を処理することができる林業機械をいう。
交付金	政府又は地方公共団体から各種団体や個人に対して一定の行政上の必要性から交付される現金的給付で、予算上交付金として計上される。 具体的には地方交付税、国民健康保険等があり、法律で交付金として明示されている。 一般に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金等適正化法）の適用対象とはならない。
高密度路網整備	基幹となる林道とこれを補完する作業道を一体的に整備し、効率的な森林施業が行われるよう路網を形成することをいう。
－ さ行 －	
作業道	集材作業などを主として林業生産に供することを目的として作設され、トラックなど作業用車両が通行する道で、林道以外の道のこと。
里山林	居住地周辺に位置し、地域住民による薪炭材伐採などの利用を通じて維持・管理されてきた森林をいう。
下刈	植栽した苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業のこと。
市町村森林整備計画	森林法に基づき、市町村が民有林を対象として5年ごとに経てる10年を一期とする計画のこと。伐採、造林、保育等の森林の整備に関する事項等を定めている。



指名競争入札	資力信用その他について適当である特定多数の競争参加者を選んで入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方式。
主伐	次の世代の森林の後継樹の更新を伴い、目的樹種を収奪するための森林の一部又は全部の伐採のこと。
森林経営計画	平成 24 年度から創設される予定の計画のこと。意欲と実行力のある林業事業体等が、林班（概ね 50 ヘクタール）又は連たんする複数林班単位で、路網・集約化に関する事項等を定める予定である。
森林作業道	林業機械の走行
森林整備地域活動支援	森林の多面的機能の維持・発揮のため、間伐等の手入れが適切に行われるよう、その実施に必要な森林の現況調査等の地域活動への行政の支援をいう。市町と地域活動実施協定を締結した森林所有者等に対し手入れが必要な人工林等の面積に応じて交付金が支払われる。
森林施業計画	森林法に基づき、森林所有者等が 30ha 以上のまとまりを有する森林を対象に、計画的な森林づくりのため策定し、市町長等の認定を受ける 5 カ年の計画をいう。認定を受けた者は森林の施業や経営に対し様々な支援措置が受けられる。所有者から森林の管理・経営を受託した者も認定の対象となる。
森林施業プランナー	森林施業プランを作成し、プランを森林所有者に提示して地域の合意形成を進める技術者のこと。
森林の団地化	所有形態が小規模な状態にある複数の林地を一定のまとまりとして考え一体的に取り扱うことをいう。
森林の持つ多面的機能（森林の公益的機能）	森林が持っている様々な機能の総称。これまでは、国土保全機能、水源かん養機能、保健休養機能、自然環境保全機能、生活環境保全機能などが挙げられていたが、近年は、二酸化炭素の吸収・貯蔵や生物多様性を保全する機能も注目を集めている。
随意契約	競争の方法によることなく、任意に特定の者を選んで契約を締結する契約方式。
施業の集約化・効率化	森林を育成するために行う間伐等の作業（施業）を森林の団地化のもと、所有境界に関わりなく一体的に実施することをいう。施業の集団化ともいう。
－ た行 －	
低コスト林業団地	林業生産の効率化と林業経営の安定化を目的として、作業道の整備による機械化、施業の集約化・効率化等の推進により、森林組合や中・大規模林家が所有者から長期に施業を受託すること等で団地化した森林をいう。

特定間伐	概ね 30 ヘクタール以上の団地を設定し、森林所有者と市町の協定に基づき、26～45 年生の人工林で行う木材の利用も伴う間伐等の施業をいう。通常より高齢級の人工林まで対象にし、間伐手遅れ森林の解消、間伐材の有効利用等を図る。
－ は行 －	
ひろしまの森づくり県民税	森林の持つ公益的機能の維持・増進を目的として、放置され荒廃した人工林の再生、里山林の整備、森林・林業体験活動の支援、間伐材の利用対策など、県民で守り育てる取り組みを行うため、平成 19 年度から 5 年間、県民税均等割額に、個人は 500 円、法人は均等割額の 5%相当額を加算する県独自課税のこと。
補助金	<p>広義には政府又は地方公共団体から公共団体や民間等に対して各種の行政上の目的をもって交付される現金的給付である。</p> <p>一般的には</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 相当の反対給付を受けない</li> <li>② 交付を受けた相手方が利益を受ける</li> <li>③ 交付された金銭について用途が特定される</li> </ol> <p>狭義では国が奨励的な観点から地方公共団体に対して支出するもので、特定の施策の実施が必要な場合や財政上の必要がある場合に当該地方公共団体に対して補助金が交付できる。</p> <p>なお、補助金の算定基礎・支出時期・用途等については法律上の規制があって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金等適正化法）が適用される。</p>
－ ら行 －	
林家	0.1ha 以上の林地の所有、借入などにより森林施業を行う権原を有する世帯のこと。
林業専用道	10 t 程度の林業用トラックの走行
林道	一般車両走行
林分（りんぶん）	森林の樹種、林齢、樹高等の状況（林況）がほぼ同一で、林況の異なる隣接する森林とは区分し、森林の管理・経営が行われる森林の単位。